

Ver.1.0 2024年4月1日 策定

尻屋崎灯台文化サイト モニタリングマニュアル

モニタリングを実施した場合は、様式「モニタリング確認書」へ必要事項を記入の上、定点観測の写真を添付し、下北ジオパーク推進協議会事務局まで提出をお願いいたします。

1. 簡易カルテ

| | | | | |
|---------|--|-------|-----|--|
| 名称 | 尻屋崎灯台 | エリア区分 | 尻屋崎 |  |
| 所在地 | 東通村 | トイレ | あり | |
| アクセス | JR 下北駅から車で約40分 | | | |
| 駐車場 | なし | 看板 | なし | |
| 説明 | <p>海難事故の多さを解消し海上交通の要衝を確立するため、1876(明治9)年に東北地方最初の洋式灯台として尻屋崎灯台が点灯しました。硬い閃緑岩が露出していることが、設置位置の決め手となった。以降は国内で初めてとなる霧信号(霧鐘(むしよう)、霧笛(むてき))の設置や電気式閃光灯の導入が行われ、140年以上にわたり海の安全を見守っている。一方、その重要性ゆえに太平洋戦争時には攻撃目標とされ、主要設備の破壊や職員の殉職(じゅんしよく)といった悲しい記憶も背負っている。英国人技師のR・H・ブラントンが設計した灯塔は、外壁と内壁を有する二重構造になっており、レンガ造りとしては日本一の高さの32.82mを誇る。2022年に国の重要文化財に指定されている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> | | | |
| 想定される事態 | 建造物の損壊に伴う景観の悪化が想定される。 | | | |

2. 定点観測

サイト内で見られる特に重要な景観、保全すべきものを定点観測対象物とする。下記定点観測対象物を定点観測場所から撮影し、撮影した日付を記載し協議会事務局へ報告する。

定点観測対象物 「尻屋埼灯台」



定点観測の理由

尻屋埼灯台とその周辺を一目で確認できる場所であり、周辺を含めた変化の過程を記録するため。

定点観測場所



尻屋埼灯台の看板の右側から対象物に向かって撮影

3. その他確認事項

異状があった場合は異状箇所を撮影し、現場の詳細を様式「モニタリング確認書」に記入の上、協議会事務局へ報告する。また、緊急性の高い異状については、確認時に事務局までご連絡ください。

4. 異状発見報告があった場合

モニタリング実施者から異状報告があった場合は、下記の流れで関係団体へ報告を行う。

事務局は、現場の状況を確認し、必要に応じ、ホームページやチラシなどで地域住民や来訪者に対し周知を行う。

